

求人事業主（人事担当者）の皆さまへ

『障害者専用求人』も 出してみませんか？

一般の求人とは別に、「障害をお持ちの方専用」の求人があります

令和6年4月から、障害者雇用率が2.5%になりました
さらに、令和8年7月からは2.7%へと段階的引き上げが予定されています
これを機に障害者雇用を考えている企業の皆さま、ぜひ「障害者専用求人」も
出してみませんか？

『障害者専用求人』とは？



- 一般の求人とは分けて作成します（一般求人と同条件でもOK）
- ハローワークで「障害者登録」をしている方をご紹介します
- 一定期間、試行雇用を行う『障害者トライアル雇用併用求人』とすることもできます

「障害をお持ちの方も関係なく、一般の求人に応募してくれたらいい」

・・・このように思われるかもしれません

しかし！！

障害をお持ちの方は、まず「障害者専用求人」を確認する方が多く、
さらには専用求人**のみ**確認する方も少なくありません

また、障害者専用求人を出している事業所は、積極的に障害者の雇用
を検討していると印象づけることができますし、ライバルの多い一般の
求人と比較して、障害をお持ちの方の応募へのハードルが下がる傾向も
あります。



**障害者を採用するなら、『障害者専用求人』を出した方が
効率がいい！！**

障害者専用求人の提出方法については、ハローワーク出水 求人係へおたずねください

障害者専用求人を作成のポイント

* 基本的な求人を作成方法は、一般の求人と同じですが、下記のような情報を記載すると、より障害者が応募しやすい求人になります

POINT① 仕事内容はより具体的に記載する

(例)

- 作業の流れや複雑な作業かどうか
- 立ち作業か座り作業か
- 物の運搬がある場合は、大体の重さや大きさ・量など
- 電話対応がある場合は、どの範囲まで行うか
(内線のみ、外部の一時対応までなど)



POINT② 配慮が可能なことを明記する

(例)

- 仕事内容の詳細は、障害特性により決定します
- 慣れるまでは短時間勤務からも対応可能です
- 通院等による休みの希望についてはご相談ください
- 支援機関を利用している方は、見学や面接時に支援員同伴も可能です
- 送迎可能

障害者トライアル雇用の活用もおすすめだよ



障害者トライアル雇用制度とは？

一定期間試行雇用を行う制度です 原則3ヶ月間：月額最大4万円
(精神障害者の場合、原則6ヶ月、最初の3ヶ月間は月額最大8万円)

* 週10時間以上20時間未満から開始し、期間中に週20時間以上の就労を目指す「障害者短時間トライアル雇用」制度もございます。
(精神・発達障害者が対象、3ヶ月～12ヶ月間、月額最大4万円)

※事前に「障害者トライアル雇用併用求人」、「障害者短時間トライアル雇用専用求人」を作成していただく必要があります

助成金支給には一定の要件がございますので、詳細はハローワークへお尋ねください

【お問い合わせ先】

ハローワーク出水 職業紹介第2部門

電話：0996-62-0685